

月報

しろいし



〒989-0229 白石市銚子ヶ森37-8

ハローワーク白石(大河原公共職業安定所白石出張所)

TEL:0224-25-3107

労働市場の動向(令和6年12月内容)

<求人ハローワークへ!!>

【求職の状況】

- 新規求職者数は124人で、前月と比べて11.7%増加した。
- 月間有効求職者数は546人で、前月と比べて2.5%減少した。

【求人の状況】

- 新規求人数は238人で、前月と比べて30.1%増加した。雇用形態別で見ると一般は前月と比べて8.7%減少し、パートは前月と比べて148.9増加した。
- 月間有効求人数は721人で、前月と比べて3.4%増加した。

【求人倍率の状況】

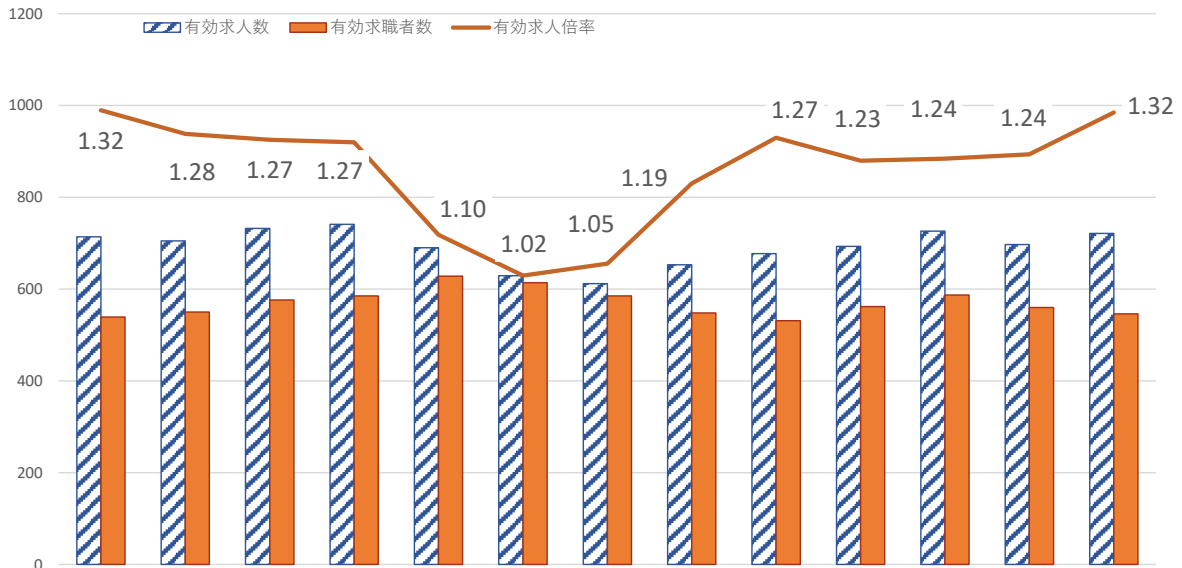
- 有効求人倍率は1.32倍で、前月を0.08ポイント上回った。雇用形態別で見ると一般は1.39倍で前月に比べて0.09ポイント減少し、パートは1.20倍で、前月と比べて0.3ポイント増加した。

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せずオンライン上で登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数などが含まれている。

有効求人・求職者及び求人倍率の推移

(数値は新規学卒・日雇い関係を除き、パートを含む)

原数値



	令和5年 12月	令和6年 1月	令和6年 2月	令和6年 3月	令和6年 4月	令和6年 5月	令和6年 6月	令和6年 7月	令和6年 8月	令和6年 9月	令和6年 10月	令和6年 11月	令和6年 12月
有効求人数	714	705	732	741	690	629	612	653	677	693	726	697	721
有効求職者数	539	550	576	585	628	614	585	548	531	562	587	560	546
有効求人倍率	1.32	1.28	1.27	1.27	1.10	1.02	1.05	1.19	1.27	1.23	1.24	1.24	1.32

一般職業紹介状況（令和6年12月内容）

項 目		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)	
求 職 関 係	新規求職者数	124	11.7	▲ 0.8	
	うち男	66	15.8	6.5	
	うち女	58	7.4	▲ 7.9	
	年 齢 別	～44歳	46	15.0	17.9
		45～54歳	17	▲ 37.0	▲ 26.1
		55歳～	61	38.6	▲ 3.2
	月間有効求職者数	546	▲ 2.5	1.3	
	うち男	280	5.3	1.4	
	うち女	266	▲ 8.9	1.1	
	年 齢 別	～44歳	190	▲ 2.1	▲ 10.8
45～54歳		115	▲ 8.0	15.0	
55歳～		241	0.0	6.6	
求 人 関 係	新規求人数	238	30.1	▲ 7.4	
	主 要 産 業 別	建設業	35	40.0	▲ 41.7
		製造業	26	23.8	▲ 27.8
		卸売・小売業	74	311.1	208.3
		飲食店・宿泊業	29	52.6	▲ 25.6
		医療・福祉	38	▲ 33.3	▲ 11.6
月間有効求人数	721	3.4	1.0		
就 職 関 係	紹介件数	89	4.7	▲ 29.4	
	うち男	46	9.5	▲ 25.8	
	うち女	43	0.0	▲ 32.8	
	就職件数	31	▲ 22.5	▲ 26.2	
	うち男	18	63.6	▲ 18.2	
	うち女	13	▲ 55.2	▲ 35.0	

※性別を登録していない者がいるため、総数と男女の計は必ずしも一致しない。（パートを含む）

雇用保険取扱状況（令和6年12月内容）

項 目		当 月	前 月	前年同月	
適 用 関 係	月 末 現 在 事 業 所 数	797	794	808	
	資 格 取 得 者 数	83	93	94	
	資 格 喪 失 者 数	116	94	80	
	月 末 現 在 被 保 険 者 数	11,155	11,191	11,217	
給 付 関 係	一 般	受給資格決定件数	30	20	22
		受給者実人員	122	122	134
		支給金額(千円)	16,639	15,070	18,400
	高 齢	受給者数	13	13	17
		支給金額(千円)	2,408	2,635	3,209
	特 例	受給者数	11	0	9
		支給金額(千円)	2,191	0	1,745
	再 就 職 手 当	支給人員	8	12	9
支給金額(千円)		2,163	3,547	3,148	

令和7年4月1日から 高年齢雇用継続給付の支給率を変更します

高年齢雇用継続給付とは

60歳到達等時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一定の一般被保険者の方に支給される給付です。

令和7年4月1日以降支給率が変わります。

令和7年4月1日以降の支給率

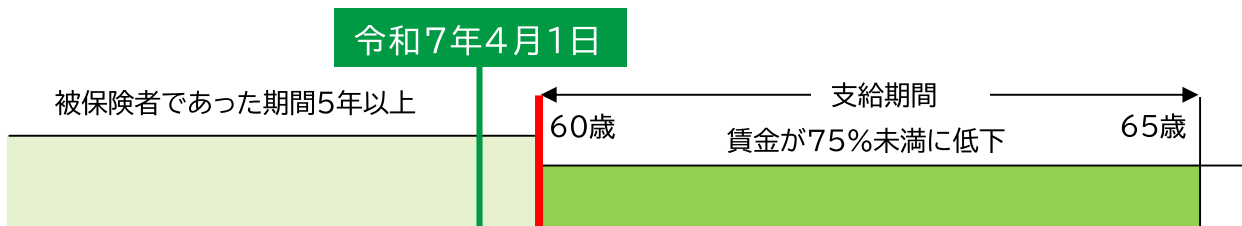
各月に支払われた賃金の低下率	賃金に上乗せされる支給率
64%以下(61%以下)	各月に支払われた賃金額の10%(15%)
64%超75%未満 (61%超75%未満)	各月に支払われた賃金額の10%(15%)から0%の間で、賃金の低下率に応じ、賃金と給付額の合計が75%を超えない範囲で設定される率
75%以上	不支給

※ ()内は令和7年3月31日以前の低下率・支給率です。
※ 支給限度額・最低限度額の取り扱いに変更はありません。

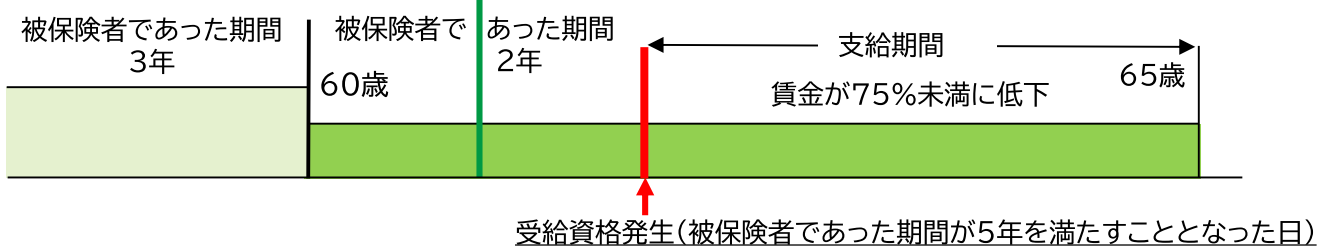
対象の方

令和7年4月1日以降に60歳に達した日(その日時点で被保険者であった期間が5年以上ない方はその期間が5年を満たすこととなった日)を迎えた方が対象となります。

例1



例2



※ 令和7年3月31日以前に60歳に達した日(その日時点で被保険者であった期間が5年を満たすこととなった日)を迎えた方は現行の支給率から変更はありません。

支給率早見表(令和7年4月1日以降)

60歳到達等時点の賃金月額(60歳に到達等する前6か月間の平均賃金)と比較した各月に支払われた賃金額の低下率に応じた支給率を、各月に支払われた賃金額に乗ずることにより支給額が分かります。

各月に支払われた賃金の低下率	支給率	各月に支払われた賃金の低下率	支給率
75.00%以上	0.00%	69.50%	4.60%
74.50%	0.39%	69.00%	5.06%
74.00%	0.79%	68.50%	5.52%
73.50%	1.19%	68.00%	5.99%
73.00%	1.59%	67.50%	6.46%
72.50%	2.01%	67.00%	6.95%
72.00%	2.42%	66.50%	7.44%
71.50%	2.85%	66.00%	7.93%
71.00%	3.28%	65.50%	8.44%
70.50%	3.71%	65.00%	8.95%
70.00%	4.16%	64.50%	9.47%
		64.00%以下	10.00%

申請手続きについて

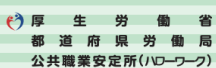
具体的な支給申請手続きについては、パンフレット「高年齢雇用継続給付の内容及び支給申請手続きについて」をご覧ください。

高年齢雇用継続給付の内容及び支給申請手続きについて
被保険者・事業主のみなさんへ

高年齢雇用継続給付は、60歳到達等時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一定の一般被保険者の方に支給される給付であり、高年齢者の就業意欲を維持、喚起し、65歳までの雇用の継続を援助、促進することを目的としています。

60歳に達したときに被保険者であった期間が5年以上であるなど一定の受給要件を満たし、この給付金の支給を受けようとする場合には、公共職業安定所(ハローワーク)に支給申請等の手続きを行ってください。

高年齢雇用継続給付は在職の方を対象とする給付金であり、事業主の方を經由して支給申請等の手続きを行っていただくようお願いいたします。
なお、賃金証明書や受給資格確認書の提出がなかったり、遅れたりすると、被保険者の方が支給を受けられなくなることがありますので、ご注意ください。
※令和7年4月1日以降に60歳となる方は支給率が下がります。詳細は、p7をご覧ください。





ハローワークインターネットサービス

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_continue.html